

議案第 5 3 号

羽生市学童保育事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

羽生市学童保育事業の実施に関する条例（平成 3 0 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表（第 8 条関係）			別表（第 8 条関係）		
階層	定義	月ごとの 利用料（単 位：円）	階層	定義	月ごとの 利用料（単 位：円）
1・2	(略)	(略)	1・2	(略)	(略)
3	当該年度分の市町村 民税均等割の額のみ 課税世帯	<u>2, 0 0 0</u>	3	当該年度分の市町村 民税均等割の額のみ 課税世帯	<u>1, 0 0 0</u>
4	当該年度 分の市町 村民税所 得割の額 が次の区 分に該当 する世帯	<u>4 8, 6 0 0</u> 円未満	4	当該年度 分の市町 村民税所 得割の額 が次の区 分に該当 する世帯	<u>4 8, 6 0 0</u> 円未満
5	4 8, 6 0 0 円以上77, 6 0 0 円未満	<u>6, 0 0 0</u>	5	4 8, 6 0 0 円以上77, 6 0 0 円未満	<u>5, 0 0 0</u>
6	7 7, 6 0 0 円以上145, 0 0 0 円未満	<u>8, 0 0 0</u>	6	7 7, 6 0 0 円以上145, 0 0 0 円未満	<u>6, 0 0 0</u>
7	1 4 5, 0 0 0 円以上187, 0 0 0 円未満	<u>9, 0 0 0</u>	7	1 4 5, 0 0 0 円以上187, 0 0 0 円未満	<u>7, 0 0 0</u>
8	1 8 7, 0 0 0 円以上	<u>1 0, 0 0 0</u>	8	1 8 7, 0 0 0 円以上	<u>8, 0 0 0</u>
備考	(略)		備考	(略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の羽生市学童保育事業の実施に関する条例の規定は、令和 8 年度分の利用料から適用し、令和 7 年度以前の年度分の利用料については、なお従前の例による。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明